

改正廃棄物処理法 対応

栃木県医師会会員福祉補償制度 医療廃棄物排出者責任保険のご案内

環境汚染賠償責任保険普通保険約款
施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）・遡及日追加条項

ご存知ですか？
廃棄物処理法が改正されています。

廃棄物処理法が改正され、不法投棄における排出者の責任が強化されています。

適正に委託契約書を締結、マニフェストを交付していても、不法投棄の責任が排出者に及びます!!

◇この契約は、一般社団法人栃木県医師会を保険契約者とし、損害保険ジャパン日本興亜株式会社を引受保険会社とする団体契約です。

- 加入対象者 栃木県医師会会員
- 保険期間 平成27年7月1日 午後4時 ~ 平成28年7月1日 午後4時(1年間)
- 募集期間 平成27年5月15日(金)までにお申込ください

お問い合わせ先
(取扱代理店)

引受保険会社

栃木県医師会指定代理店
有限会社ティーエムエスコーポレーション

〒320-0023
宇都宮市仲町3-16-409
Tel 028-627-2336 三沼・宇賀神・臼倉・黒後
受付時間：平日午前9時～午後5時まで

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

栃木支店 法人支社
〒320-0811
宇都宮市大通り1-1-11
Tel 028-627-8071 藤田・小室
受付時間：平日午前9時～午後5時まで

廃棄物処理法の改正と排出者の責任

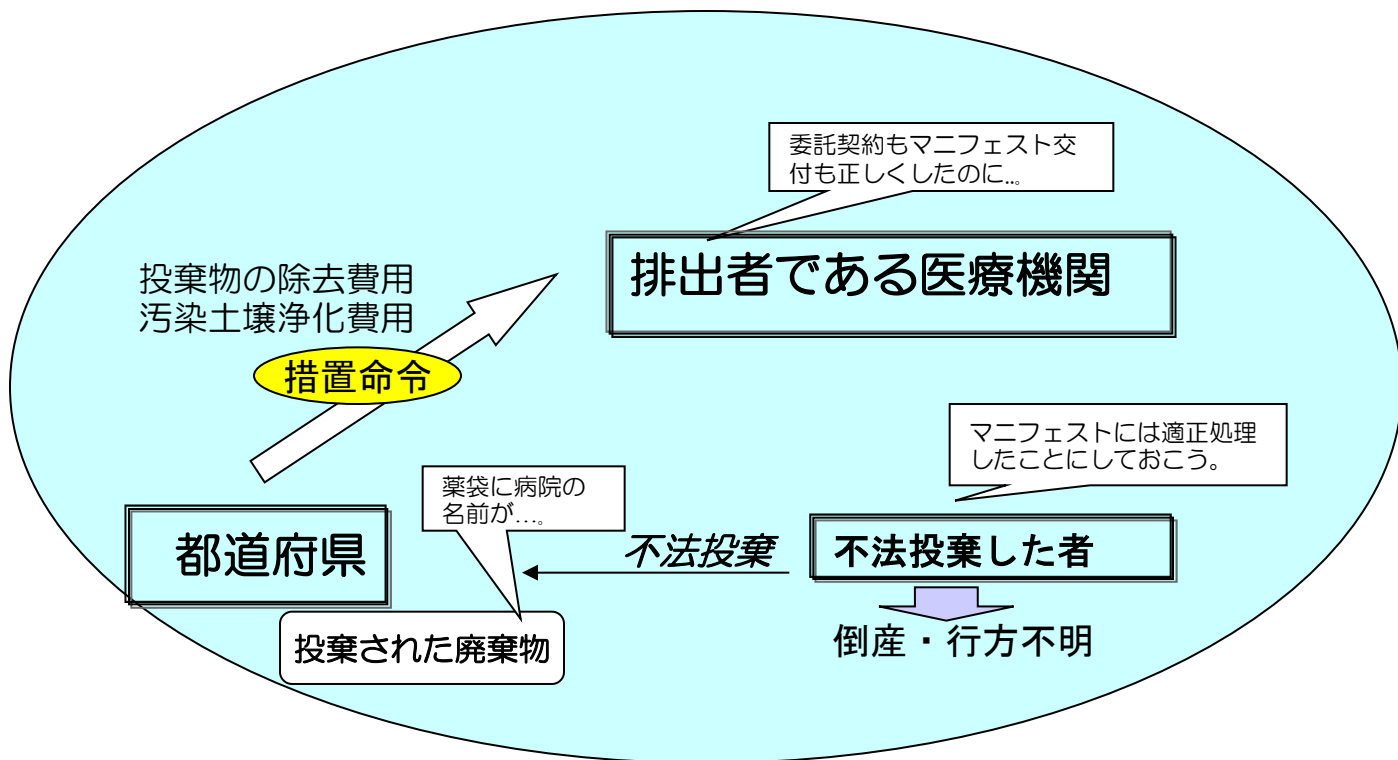
廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が改正され、廃棄物を排出した事業者（以下、排出者といいます。）の責任が強化されています。その1つが不法投棄における排出者責任の強化です。

以前は、委託基準を遵守した適正な委託契約を締結しマニフェスト（産業廃棄物管理票）を正しく交付していれば、不法投棄の責任は排出者（医療機関）まで及びませんでした。

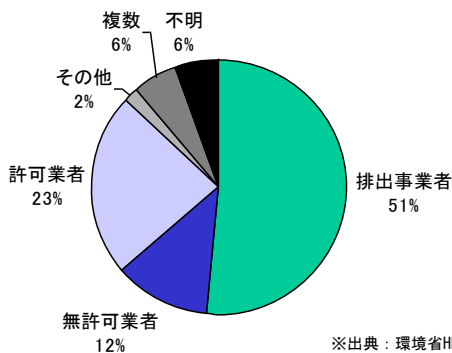
しかしながら、平成13年4月1日以降は、適正な委託契約を締結しマニフェストを正しく交付していても、以下に該当する場合は、不法投棄の責任が排出者まで及び、不法投棄されたゴミの撤去など原状回復義務や代執行費用の支払義務を相当の範囲内で排出者が負うことになりました。

排出者に責任が及ぶ場合

- ①最終処分の確認を怠った場合
- ②次の条件のいずれにも該当する場合
 - A. 不法投棄した者が不明または賠償資力が不十分な場合
 - B. 排出者が過失により不法投棄されることを知らない、適正な対価を負担していない、または排出者に措置命令・費用求償することが適当と判断される場合



不法投棄した者の内訳（平成24年度投棄量別内訳）



※出典：環境省HP

投棄者不明って結構多いんですね。

ちゃんとした許可業者をお願いしていても不法投棄されてしまうケースもあるようだし、お願いした許可業者が別の業者に再委託したら、その業者がちゃんとしているかなんてチェックできないし、困りましたね。

医療廃棄物排出者責任保険

医療機関が排出した廃棄物が不法投棄され、廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）・国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）に基づく措置命令・除去費用の求償を受けた場合に、廃棄物の撤去や汚染土壌の浄化にかかる費用など法律上の賠償責任をお支払いする保険です。

なお国内に不法投棄された場合で、①行政からの照会を受けるなど被保険者の廃棄物が不法投棄されたことが客観的に明らかであること、②投棄廃棄物の全数量および被保険者から排出された投棄廃棄物の数量が明らかであること、③投棄廃棄物の全数量が同時に撤去されることが明確であること、の3条件を満たす場合は、実際に措置命令・除去費用の求償*を受けなくても、被保険者の排出者責任の範囲内で保険金をお支払いいたします。

*除去費用の求償とは、緊急を要する場合などで都道府県が除去し、その費用の負担を排出者等に命じることをいいます。

*平成15年4月1日以降に新たにご契約された場合は、医療機関が週及日（初年度契約の保険開始日）以降に排出した廃棄物が不法投棄された場合にかぎり、保険金をお支払いします。

■お支払いの対象となる損害は、被保険者が負担すべき次に掲げる法律上の賠償責任です。

- ① 廃棄物処理法・国内バーゼル法の措置命令・除去費用求償に基づく廃棄物除去費用および土壌浄化費用
- ② 投棄された廃棄物に起因した健康被害に対する医療費・逸失利益・慰謝料、または漁業権補償
- ③ 争訟費用（損保ジャパン日本興亜の事前の承認が必要です。）

*複数の排出者が排出した廃棄物が1か所に不法投棄された場合、被保険者が排出した廃棄物の占める割合等、相当な範囲内の費用がお支払いの対象となります。

■お支払いする保険金

$$\text{支払保険金} = (\text{①～③の合計額}) \times 90\%$$

■次に該当する場合は、保険金をお支払いしません。

- ① 被保険者が不法投棄した、または不法投棄されると認識して委託した廃棄物による事故の場合
- ② 被保険者が保険期間中に廃棄物処理を無許可業者に委託していた場合
- ③ 被保険者が保険期間中にマニフェストを交付しない、または虚偽記載している場合
- ④ 被保険者の所有、使用または管理する施設に不法投棄された場合
- ⑤ 不法投棄の可能性を保険加入前に予見していた場合 ...など

■次の費用は保険金お支払いの対象となりません。

- ① 不動産価格の下落
- ② 廃棄物処理業者の身体障害・財物損壊 ...など

① 自らが排出した廃棄物が不法投棄された事実を知った場合、損保ジャパン日本興亜に直ちに通知する必要があります。

② 損保ジャパン日本興亜がマニフェスト・委託契約書について調査する必要があると判断した場合は、これに協力しなければなりません。

上記①、②が遵守されない場合、保険金が支払われないことがあります。

③ 賠償責任保険（法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項）では、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払い対象となりません。

④ 被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

保険概略

お支払いする保険金

保険金が支払われない主なもの

ご注意

年間保険料

保険期間1年 団体割引20%適用

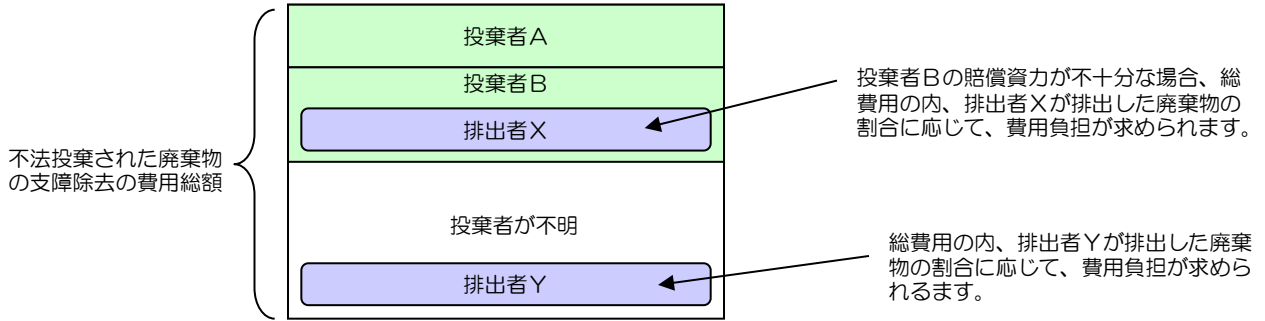
		支払限度額	3億円	1億円	5000万円
		縮小てん補	90%		
年間保険料	病院	精神病床以外 1病床あたり	1,128円	992円	904円
		精神病床 1病床あたり	304円	264円	240円
	診療所	有床	12,530円	10,990円	10,030円
		無床	9,140円	8,020円	7,320円

*支払限度額3億円の契約に、一般病床70、結核病床20、精神病床10の病院が加入した場合の年間保険料
(70病床+20病床)×1,128円+10病床×304円=104,560円

(注意) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

Q & A

- Q. 複数の排出者が排出した廃棄物が、1か所に不法投棄された場合、排出者責任はどのようになるのですか？
- A. 廃棄物処理法では、支障の除去等の措置は、廃棄物の性状・数量・処分その他の事情からみて「相当な範囲内」のものでなければならないと規定されています。
よって、不法投棄された廃棄物のうち、自らが排出した廃棄物の割合等により排出者責任が生じます。
この排出者責任が保険の支払い対象となります。



- Q. 保険をかける前に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合、支払対象になるのでしょうか？
- A. ①初年度契約の保険開始日が平成15年4月1日以降の場合
医療廃棄物排出者責任保険は、遡及日（初年度契約の保険開始日）以降に排出した廃棄物が不法投棄され、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。
よって、過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合は、お支払いの対象となりません。
また、保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払い対象となりません。
- ②初年度契約の保険開始日が平成15年4月1日より前の場合
医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に措置命令・除去費用求償を受けることがお支払いの条件となっています。
よって過去に排出した医療廃棄物が不法投棄された場合でも措置命令等が保険期間中になされれば対象となります。
逆に保険期間中に不法投棄されても、措置命令を受けたときに保険に加入していなければお支払いの対象となりません。
ただし保険加入前に不法投棄されていることを予見していた場合、知っていた事故についてはお支払い対象となりません。
- Q. 過去に委託基準に違反した契約を締結していた時期があります。その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けた場合、支払対象になるのでしょうか？
- A. 医療廃棄物排出者責任保険は、保険期間中に委託基準違反の事実がなければお支払いの対象となります。
よって、過去に契約締結前に不適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されて措置命令を受けても保険の対象となります。逆に、過去は適正な委託契約を結んでおり、その時に排出した廃棄物が不法投棄されても、保険期間中に不適正な委託契約を締結していれば、お支払いの対象となりません。
- Q. 委託している業者は許可業者であり委託契約も適正ですが、委託した業者が無許可業者に再委託し、再委託した無許可業者が不法投棄した場合、この保険の対象となりますか？
- A. 被保険者が直接委託した業者が適正であり委託契約も適正であれば、お支払いの対象となります。
よって再委託無許可業者が不法投棄した場合でもお支払いの対象となります。ただし、直接委託業者が無許可業者に再委託することを被保険者が知っていた場合は対象外となります。
- Q. 排出した廃棄物が海外に不法投棄された場合、この保険で対象となりますか？
- A. 廃棄物が海外に不法に輸出された場合は、バーゼル条約により輸出国が責任もって処理し、国内バーゼル法（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）により、輸出者、運搬者・排出者であって当該輸出が不適正に行われたことにつき責めに帰する事由がある者に対して国が措置命令を出すことができます。当該措置命令を被保険者が受け、免責事項に該当しなければ、お支払いの対象となります。
ただしこの場合は、被保険者が措置命令・費用求償を受けることが必須となります。

<環境汚染賠償責任保険普通保険約款の免責事由>

- ① 保険契約者または記名被保険者（保険契約者または記名被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意
- ② 記名被保険者以外の被保険者の故意。ただし、それによってその被保険者が被る損害にかぎりません。
- ③ 保険契約者または被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意による法令違反
- ④ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
- ⑤ 地震、噴火、洪水、高潮または津波
- ⑥ 原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学的、科学的または産業的利用に供されるラジオ・アイソトープ（注）の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。
（注）ラジオ・アイソトープ・・・ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。
- ⑦ 酸性雨（雪、霧等を含みます。）
- ⑧ 被保険者に対してなされた差止請求
- ⑨ 環境汚染に起因して被保険者が被る損害
- ⑩ 石油、天然ガスその他の鉱物または蒸気もしくは温水を地中から採取または採掘するための施設に起因する環境汚染
- ⑪ 海洋施設に起因する環境汚染
- ⑫ 被保険者が所有、使用または管理する航空機、船舶または自動車に起因する環境汚染
- ⑬ 初年度契約締結の当時、被保険者のうち環境保全について責任を有する者が、初年度契約の保険期間開始前に発生していた環境汚染または環境汚染の原因となる事故について、被保険者に対して賠償請求が提起されるおそれのあることを知っていた場合または合理的に予見すべきであった場合において、その環境汚染または環境汚染の原因となる事故に起因する賠償責任
- ⑭ 保険期間開始前に提起されていた賠償請求の原因となる環境汚染と同一のまたは関連した環境汚染に基づく賠償請求によって負担する賠償責任
- ⑮ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑯ 記名被保険者の役員または使用人が記名被保険者の業務に従事中に環境汚染にさらされた結果、その役員または使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任
- ⑰ 被保険者が所有、使用または管理する財物の滅失、損傷、汚損または使用不能について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑱ 悪臭、騒音、振動、土地の沈下・隆起・移動または日照不良に起因する賠償責任
- ⑲ 不動産価格の下落に起因する賠償責任

など

<施設所有管理者特約条項（医療廃棄物排出者責任保険用）>

- ① 被保険者が自ら不法投棄した廃棄物に起因する環境汚染
- ② 被保険者が、適正に処理されないことを知りながら第三者に引き渡した廃棄物に起因する環境汚染
- ③ 廃棄物の処理について保険期間中に無許可業者と委託契約を締結している被保険者が、保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ④ 保険期間中に産業廃棄物管理票を交付していない、または産業廃棄物管理票に虚偽の記載をしている被保険者が保険期間中または保険期間開始以前に排出した廃棄物に起因する環境汚染
- ⑤ 被保険者が所有、使用または管理している場所に不法投棄された廃棄物に起因する環境汚染
- ⑥ 被保険者の占有を離れた廃棄物を収集、運搬または処分した者の身体障害または財物損壊に対する賠償責任を負担することによって被る損害

など

（注）上記以外の特約条項、追加条項にも保険金をお支払いできない場合が記載されております。詳細は約款集をご確認ください。

万一、事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

<1> 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称

<2> 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称

<3> 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

● 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

●上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

<必要書類一覧>

／	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面（写）、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写）等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書（写）、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書 等

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

0120-727-110

受付時間
平日 午後5時～翌日午前9時
土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）
24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

ご注意

●この保険契約は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご相談ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
（4ページのQ&Aをご確認ください。）

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる病床数につきましては、保険契約申込書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証または加入者カード等は大切に保管してください。なお、ご契約のお申し込み日から1か月を経過しても保険証券または加入者カード等が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入者証等にてご確認ください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

①被保険者が個人(注)のお客さまの場合

(注)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、は、個人に含みます。また、被保険者が複数存在する場合、例えば、法人と個人の両方が被保険者となる保険の場合は、「①被保険者が個人のお客さまの場合」に含まれません。

<告知事項>

- ①記名被保険者 ②業務内容 ③保険料算出の基礎数字
④他の保険契約等

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、保険契約申込書および加入依頼書等の①記名被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)、②業務内容欄 ③損保ジャパン日本興亜が保険契約申込書および加入依頼書以外の書面を求めた事項をいいます。

●告知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

①被保険者が個人(※)のお客さまの場合

<通知事項>

告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含みます。)、は、個人に含みます。

②被保険者が上記①以外のお客さまの場合

次のような場合には、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

<通知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合。
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)(またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。))である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方もこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日の午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/>)

●平成22年4月1日以降発生した事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払いを受ける権利)を行使することにより、損保ジャパン日本興亜が直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパン日本興亜が被保険者にお支払いします。

※保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。